

パートナー訪問介護トライアル事業に関するQ & A

令和8年5月26日作成

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請に当たっては、要綱を必ずご確認ください、都の指定する様式によって必要書類をご確認ください。

※発行日時点での内容のため、必ずホームページにて最新版をご確認ください。

番号	Q	A
	(補助金の交付について)	
1	本試行において、事前にパートナー事業所とアシスト事業所間の委託契約の締結が必須条件ですか。	<p>本事業では、パートナー事業所とアシスト事業所が協力してサービスを提供する仕組みとして、委託契約の締結を想定しておりますが、試行段階であることを踏まえ、サービス提供に際しては委託契約の締結を必須条件とはしないことといたしました。</p> <p>ただし、委託契約を締結しない場合であっても、本事業の趣旨を踏まえ、交付要綱第3条(3)に記載の下記の事項について、内容を把握できるよう、検証結果において明らかにしてください。</p> <p>ー</p> <p>ア 委託契約書に記載すべき内容</p> <p>イ 委託するに当たり、必要な取決めや費用負担の整理</p> <p>ウ 委託によるサービス提供が可能な利用者像</p> <p>エ 委託によるサービス提供を行うための必要な条件</p> <p>オ 各訪問介護事業所が個別に各利用者と利用契約を行う場合と比較した契約事務等の負担軽減の効果</p> <p>カ そのほか、アシスト事業所による適切なサービス提供を担保するために必要な事項</p> <p>また、検証の過程において、「委託」という形態が適さない、または課題があることが明らかとなった場合には、その理由や背景とあわせて、代替となり得るより適切な手法についてもご提案いただけますと幸いです。</p> <p>なお、本試行におけるサービス提供に関する委託契約を締結しない場合においても、個人情報の取扱いや守秘義務については、各社間で適切にご対応ください。</p>
2	専門家への相談にかかる経費として弁護士費用があげられていますが、何を想定して使用したほうがよいですか。	<p>対象経費として交付要綱に記載している弁護士費用については、委託契約の適法性の確認等、法的観点からの整理を要する場合に、弁護士への照会等を行っていただくことを想定しております。</p> <p>本試行の検証結果について、都として法的にも支障のない形かどうかを確認する必要があることから、必要に応じて弁護士の助言等を得ていただくことを前提としております。</p> <p>なお、契約書の作成に当たっては、必要に応じて弁護士の関与を依頼することを想定しています。</p>
3	アシスト事業所として応募したいと思っています。都でパートナー事業所を探してもらって、マッチングしてもらうことは可能でしょうか。	<p>恐れ入りますが、アシスト事業所のみでの申し込みは承っておりません。本事業につきましては、パートナー事業所およびアシスト事業所の運営法人で構成される訪問介護事業者のネットワーク単位での参加をお願いしております。</p> <p>このため、本事業への参画をご検討いただく際には、参加について合意を得たパートナー事業所とご調整の上、共同でお申し込みいただきますようお願いいたします。</p>
4	連携先は自社の事業所でもいいですか。他社の事業所との連携が本試行において必須でしょうか。	<p>本事業は、他社との連携によるサービス提供体制の構築を目的としており、事業者選定にあたっては、他社との連携状況を重視します。</p> <p>なお、本事業における「他社」とは、単に法人が異なる場合に限らず、資本関係、人的関係その他の実質的な支配関係又は密接な関係を有する法人を含まないものとし、実質的に独立した法人を指します。</p>
5	複数の事業者ネットワークに所属して、本事業に応募しようと思います。	<p>本事業においては、複数の事業者ネットワークに重複して参画することは認めておりません。つきましては、所属される事業者ネットワークを一つに限定した上で、ご応募ください。</p>
6	当方の所在地から少し遠方の事業者ネットワークに参加したいです。可能でしょうか。	<p>本事業においては、サービス提供区域が重複又は近接する地域間でのネットワーク形成を前提としております。このため、著しく遠隔の事業者との連携については、本事業の趣旨に照らし、対象外となる場合がございます。</p> <p>本事業は、地域におけるサービス提供体制を相互に補完し合う枠組みの試行を目的としていることから、ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p>